

審議会等会議録

審議会等の名称	第13回 山口市すこやか長寿対策審議会 第10回 山口市地域密着型サービス運営協議会 第13回 山口市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和7年2月13日（木曜日） 14:00～16:00
開催場所	KKRあさくら 扇翠の間
公開・部分公開の区分	一部非公開
出席者	草平武志委員、伊勢嶋英子委員、郭泰植委員、市川洋一郎委員、岡幸夫委員、田邊亮委員、安元重実様（戸井正樹委員代理）、小迫幸恵委員、落合教子委員、高山直美委員、原野大助委員、上野綾乃委員、橘康彦委員、江藤寛二委員、松井康博委員、佐々木奉文委員、山根良夫委員、富田知栄子委員、刈屋みゆき委員、阿部和雄委員、中手眞弓様（早川美也子委員代理）、野田良輔委員、大窪正行委員（23名）（敬称略、順不同）
欠席者	大田修三委員、佐分利隆委員
事務局	健康福祉部次長、高齢福祉課長、指導監査課長、介護保険課長、高齢福祉課包括支援担当副参事兼基幹型地域包括支援センター所長、高齢福祉課主幹3名、同副主幹1名、同主査1名、健康増進課主幹1名、介護保険課主幹2名、同主任主事1名、同主事1名（15名）
議題	「山口市すこやか長寿対策審議会」関係 議題1 介護サービス整備の計画変更 報告1 認知症への理解促進・認知症高齢者等の社会参加に向けた取組 報告2 介護人材育成・確保に向けた取組 「山口市地域密着型サービス運営協議会」関係 議題2 令和7年度整備分地域密着型サービス事業者の選考結果＜非公開審議＞ 議題3 令和7年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新 「山口市地域包括支援センター運営協議会」関係 議題4 令和7年度山口市地域包括支援センターの業務に係る方針（案） 議題5 令和7年度山口市地域包括支援センター業務委託先法人の選定 議題6 令和7年度 1 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定 2 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者の選定

内容	<p>※要点筆記</p> <p>次第に基づき以下のとおり進められた。</p> <p>1. 開会</p> <p>—会長により議事進行—</p> <p>【事務局】 会議の情報公開の取り扱いについて原則公開とし、事業者の選考に関する議題である議題2のみ非公開とする。議事録については要旨のみの記載とし、発言者の実名を伏せた上で公開することを提案 →了承</p> <p>—以下、会長、委員、事務局の発言要旨—</p> <p>2. 議事 「山口市すこやか長寿対策審議会」関係 議題1 「介護サービス整備の計画変更」</p> <p>【会長】 議題1「介護サービス整備の計画変更」について、事務局の説明を求める。</p> <p>【事務局】 資料1を用いて説明。</p> <p>【会長】 議題1「介護サービス整備の計画変更」について、委員に質問や意見を求める。</p> <p>【A委員】 今回多くの事業所が廃止となることに驚いている。廃止後に有料老人ホームに移行されたとの報告があるが、そもそもグループホームを利用しようとした人が有料老人ホームを利用するということは、サービス体系や利用者のことを考えると現実的には難しいと考えている。お尋ねだが、廃止を行ったのは複数の法人であるのか。また、この審議会を通じてグループホームがどれほど必要であるのかを協議して計画を策定したが、その法人の考えのみで突然廃止されるということは市民に対して適切な対応であるのか疑問に感じている。</p> <p>【事務局】 今回廃止を行ったのは一つの法人である。グループホームの廃止に伴って利用者が有料老人ホームに移行することについて、今後のサービス・費用面について、ご家族にも説明を行ったうえで皆様が納得をされて移行したと聞いている。費用面に関しては、大</p>
----	---

幅な負担増がないような配慮をされ、介護サービスの提供については、在宅サービスを組み合わせて対応をされると伺っている。まだ、移行して日が浅いためサービスの実績は不明だが、スムーズに移行していると聞いている。

【B委員】

今回1つの法人がグループホームを同時に5か所も廃止を行ったということに驚いている。グループホームは97.5%の入所率であり大事なサービスである。この廃止に関して、①今回廃止を行った事業者の法人名を教えてください。②資料1の1ページに5事業所廃止（予定含む）という記載があり、2ページには入所者全員が転換後の有料老人ホームに転所されたとの記載があるが、予定であるのに転所したということについて事実関係を教えてください。③廃止の理由について、法人の運営方針により有料老人ホームに転換との記載があるが、介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画は作成したばかりであり、まだ1年しか経過していない時期に法人がどのような理由で廃止の申請をしてきて、市の認可が下りたのかを教えてください。④グループホームの整備には法的な補助金が活用されることもあるが、今回廃止された5事業所には補助金が交付されているのか。もし交付されている場合は返還等の手続きはどのような状況であるのか。⑤入所者の希望を確認したうえで入所者全員が転換後の有料老人ホームに転所したとの記載があるが、この希望の確認は廃止する事業所が行ったのかどうか。それとも包括支援センターやケアマネジャー、市が直接ヒアリングを行ったうえで把握されたのかどうか教えてください。

【事務局】

①廃止した法人は青藍会である。②廃止については1月31日に最後の事業所が廃止となっており、2月13日時点で5か所すべてが廃止となっている。③廃止理由については、聞き取りを行った際に、グループホームは人件費がかかり経営がかなり厳しいものであったと報告を受けている。また、利用者の面では、グループホームという形にこだわらずに利用者ごとに適切な場所を提供することで、外出や面談の自由度が上がり、日中の活動量を増やすことが出来るため、有料老人ホームへ切り替えたと報告を受けている。④補助金については、県の補助金が付与されていたが、財産処分の手続きは踏まれている。⑤入所者への希望の確認については、直接ヒアリングまでは行っていないが、法人がグループホームを運営されていた時に、運営推進会議には市の職員が出席しており、その中で、説明の状況を確認している。また、ケアマネジャーからも状況を伺い、以前とそれほど変化がない形で生活が出来ていると考えている。

【B委員】

この度の5か所1事業者が同時に廃止するという極めて異例だった事案だろうと思うのですが、そのこと自体に対して、市としてはどういう考え方、受け止めをされているのか。市の説明からは法人の届出に対して受け入れたという認識しかできないが、市の考えを教えてください。

【事務局】

今回の5事業所廃止については、特殊な事例と考えている。通常、グループホームを廃止する場合は、利用者の行き先を確保されることが必要であるが、今回の事例では、大きな法人であり、同一法人で複数のサービスを提供しているため、有料老人ホームへの転換が可能であった。そのため、利用者の方には大きな影響はないと考えている。また、根本的には、グループホームの経営面や、人員基準など国の制度に関して、法人が経営される上では、少し難しいところがあると考えており、現状や事業者の声を、国への要望として届ける必要があると考えている。今回急な定員減少を受けて、現計画期間中に可能な限り最低限、必要な定員について確保したいと考えている。

【B委員】

グループホームの場合、法令上は廃止届出で足りるが、介護保険は公的財源で運営している利用者本位を旨とする制度であり、認知症の高齢者にとっては非常に重要なサービスである。グループホームに限らず、社会福祉法人や医療法人などの非営利の団体は利用者の立場に立って社会的な使命感や責任感を持ち、事業を運営することが求められると考えている。そのため、運営上赤字であることを理由に辞めるような事例が続けば、山口市の介護保険サービスが崩壊してしまうのではないかと考えている。このような事態を避けるために、保険者として事業者に対して、情報提供や運営指導等を適宜適切に行う必要があるのではないかと考えている。

【事務局】

承知した。意見を参考に国への要望等、市としてできることを行うつもりである。

【C委員】

グループホームは、認知症の方、本人にとって最適な介護施設であると考えており、それを有料老人ホームへの転換で在宅サービスを補えるというような安易な考えで廃止の問題を済ませないでいただきたい。

【D委員】

認知症のデイサービスは、認知症の方々に、非常に密なサービスを提供するが、今は人材が不足しており運営が難しい。グループホームも特にそうであり、小規模多機能型居宅介護も非常に難しい。非常に細かいサービスを提供している施設が少しずつ崩壊することは予測していた。介護保険制度が始まって20年経過したことで状況が変わってきている。国に対して要望を行う等して、再構築をする必要があると考えている。

【A委員】

ペナルティを与える会議ではないと思っているが、このようにグループホームが同時に廃止されることで市民が利用できるものが減少することは、市民の不利益となっている。事業所を廃止する場合に現在は届出のみで済むとのことだが、市民のために確保するよう、事前にカバーできるものを確保する努力をしたり、廃止した事業者が次のサービス開始に手を挙げる場合制限をかけていくとか、抑止的な対応を含めてはどうか。

【B委員】

計画を作って1年足らずで、今この時期に計画そのものを極端に減らしてよいのか。令和7年2月現在で入所率は97.3%という高い水準であるが、計画の人数を変更する必要があるのか。

【事務局】

定員数を変更しないということも検討は行ったが、現状を見ると減少した61人をそのまま戻すのは難しい。そのため、今回減少した定員数61人のうち資料P3③の通り、認知症対応型共同生活介護の介護度3以上の待機者数の割合43%を乗じた人数である27人の追加整備が必要だと考えている。計画の途中変更ということでP4にあるように、意向調査での結果を踏まえ暫定的なものとして考えている。

【E委員】

先ほどケアマネジャーの方にヒアリングしているという話があったが、認知症対応型共同生活介護に配置されているケアマネジャーは、サービス計画を作成する担当者であり、居宅や包括のようなケアマネジャーとは違い、外とつながりが薄いと感じている。他法人のケアマネジャーに聞けなかったのかどうか気にかかる。グループホームは管理者も認知症の管理者研修を受ける必要があるが、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームはそのようなことはない。有料老人ホームに移ってしまうと実地指導も運営指導もないため、後追いもできない。

【事務局】

実際に有料老人ホームへ移動された利用者については、在宅サービスを組み合わせてという対応が難しいこともあるのではないかと伺ったが、グループホームで対応されていた職員が、そのまま入所者の方に直接接するようなサービスへ移動するということで、急激な変化がないようにされていると報告を受けている。他施設のケアマネジャーからもグループホームの状況の聞き取りをさせていただいている。グループホームの現状や課題は洗い出しをして、これからまた市の方でも考えていかなければいけないと考えている。今回の一度のヒアリングで終わろうとは考えておらず、本会議のご意見を受けて、引き続きグループホームも含めて、地域密着型サービスの現状と課題については、検討を深めて次の計画で示す予定である。

報告1 「認知症への理解促進・認知症高齢者等の社会参加に向けた取組」

【会長】

報告1 「認知症への理解促進・認知症高齢者等の社会参加に向けた取組」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料2を用いて説明。

【会長】

報告1 「認知症への理解促進・認知症高齢者等の社会参加に向けた取組」について、委員に質問や意見を求める。

-質疑なし-

報告2 「介護人材育成・確保に向けた取組」

【会長】

報告2 「介護人材育成・確保に向けた取組」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料3を用いて説明。

【会長】

報告2 「介護人材育成・確保に向けた取組」について、委員に質問や意見を求める。

【E委員】

令和6年度主任介護支援専門員の資格取得更新にかかる補助金の交付について実績を教えていただきたい。

【事務局】

12月末現在で5名から申請があり、5名に補助を行った。

【E委員】

その5名の方は個人負担で受講をされたのか。

【事務局】

その通りだ。今回の補助金では個人負担で資格取得や更新を行っている方を対象としており、事業所や法人が払うという方は今回対象外である。

【E委員】

令和6年4月から、主任介護支援専門員が居宅介護支援事業所の管理者の要件となっており、現在は経過措置中であるが、管理者を確保するために事業者で負担して研修を受けてきたというのが事業所側の背景だと考えている。5年に1度継続して行うものであるので、見直しをされる際は、事業者が負担しているものについても半額程度補助を行うといったことを検討していただきたい。

【事務局】

どのようにすれば使いやすい制度となるか考えたい。

「山口市地域密着型サービス運営協議会」関係

議題2 「令和7年度整備分地域密着型サービス事業者の選考結果」

-事業所の選定に関する議題のため非公開-

議題3 「令和7年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新」

【会長】

議題3 「令和7年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料5を用いて説明。

【会長】

議題3 「令和7年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新」について委員に質問や意見を求める。

【D委員】

介護保険が20年理念で開始され、非常にその理念に合うサービスを構築してきた。そして20年近く経過し、介護保険が様々な部分に変化してきている。ただ、小規模多機能型居宅介護は看護サービスを付けなければ運営がうまくいかないと考えている。看護サービスを付けることで利用者にとって非常に良いサービスになるのではないかと。

【会長】

小規模多機能型居宅介護は経営上うまくいかないのか、それともケアが問題であるのか。

【D委員】

経営上うまくいかない。必要な職員配置が多いためである。看護を付けることで大規模な運営が可能になり、経営が可能であると考えている。

【事務局】

指定の更新については、書類的な部分などの基準を満たしているのかどうかというようなものであるが、いろいろな現状や課題については情報収集をさせていただきよい機会であり、そういったところで努力したい。

「山口市地域包括支援センター運営協議会」関係

議題4 「令和7年度山口市地域包括支援センターの業務に係る方針（案）」

【会長】

議題4 「令和7年度山口市地域包括支援センターの業務に係る方針（案）」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料6を用いて説明。

【会長】

議題4 「令和7年度山口市地域包括支援センターの業務に係る方針（案）」について委員に質問や意見を求める。

【C委員】

大きな病院に入院した際に、看護師の方に認知症患者への食事介助をお願いしたが、業務内容ではないと断られ、食事ができない。そのため家族が何日かおきに行った際に食事が残っていたり食事の跡がついているような状態であった。そのような事例が起きた際に誰に相談を行えばよいのか。介護施設であればケアマネジャーに伝えられるが、病院で入院している場合はどこへ相談することで医療機関に改善を求めることが出来るのか伺いたい。

【事務局】

医療連携については、山口市には医療の方と協議をする機会を設定しているため、そのようなところで問題を提起して、解決に向けて考えたい。

【D委員】

後見人が入院になった際にケアマネジャーから「お金があるなら家政婦さんを雇う方が良い。そうでなければ入院してから1か月の間にもう一度認知症がひどくなると、今

度は在宅施設に帰れなくなり、退院時に施設を探す必要がある」とアドバイスをいただいた。こういったケースではケアマネジャーはどうされているのか。

【A委員】

ケアマネジャーの立場としては入院した際の処遇を改善してほしいという話を聞いた際には直接病院へ相談したり、病院の連携室へ相談したりしている。

議題5 「令和7年度山口市地域包括支援センター業務委託先法人の選定」

【会長】

議題5「令和7年度山口市地域包括支援センター業務委託先法人の選定」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料7を用いて説明。

【会長】

議題5「令和7年度山口市地域包括支援センター業務委託先法人の選定」について委員に質問や意見を求める。

-質疑なし-

議題6 「令和7年度

- 1 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定
- 2 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者の選定」

【会長】

議題6「令和7年度
1 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定
2 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者の選定」について、事務局の説明を求める。

【事務局】

資料8を用いて説明。

	<p>【会長】</p> <p>議題6「令和7年度</p> <p>1 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定</p> <p>2 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者の選定」について委員に質問や意見を求める。</p> <p>－質疑なし－</p> <p>－議事終了－</p> <p>3.その他</p> <p>【事務局】</p> <p>山口市すこやか長寿対策審議会等の次期委員について説明。</p> <p>－会議終了－</p>
資料	<p>(資料1) 介護サービス整備の計画変更</p> <p>(資料2) 認知症への理解促進・認知症高齢者等の社会参加に向けた取組</p> <p>(資料2 追加資料) 認知症カフェにでかけてみませんか</p> <p>(資料3) 介護人材育成・確保に向けた取組</p> <p>(資料4) 令和7年度整備分地域密着型サービス事業者の選考結果（非公開）</p> <p>(資料5) 令和7年度指定地域密着型サービス事業者の指定更新</p> <p>(資料6) 令和7年度山口市地域包括支援センターの業務に係る方針（案）</p> <p>(資料7) 令和7年度山口市地域包括支援センター業務委託先法人の選定</p> <p>(資料8) 令和7年度</p> <p>1 居宅介護支援事業者が行う介護予防支援の指定</p> <p>2 指定介護予防支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の一部を委託する指定居宅介護支援事業者の選定</p>
問い合わせ先	<p>健康福祉部 介護保険課 管理担当</p> <p>TEL 083-934-2805</p>